

議案第4号

動産の取得について（リモートデスクトップシステム）（追認）

次の動産を取得することについて、議会の追認を求める。

令和8年2月5日提出

岬町長 田代 堯

記

取得の目的	リモートデスクトップシステム
取得の方法	所有権移転付き賃貸借契約（長期継続契約）の期間満了後の無償譲渡
契約年月日	当初契約日 令和5年7月21日 変更契約日 令和5年10月17日
借入期間	令和5年11月1日から令和10年10月31日まで
取得日	令和10年11月1日
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約金額	当初契約金額 月額 金550,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 金50,000円) 総額 金33,000,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 金3,000,000円) 変更後契約金額 月額 金571,450円 (うち消費税及び地方消費税の額 金51,950円) 総額 金34,287,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 金3,117,000円)
契約の相手方	大阪府中央区城見一丁目4番24号 NECキャピタルソリューション 株式会社 関西支店長 渡邊 祐史

提案理由

議会の議決を経ずに行われたリモートデスクトップシステムの取得について、議会の追認を求めるものです。

リモートデスクトップシステムの概要

1. 追認理由

令和5年7月21日に契約し、令和5年10月17日に変更契約し、令和10年11月1日に取得するリモートデスクトップシステムについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岬町条例第11号）第3条の規定により、予定価格7,000千円以上の動産の買入れについては、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産の取得を行うこととなっていたため、追認の議決を求めるもの。

2. 取得品目及び数量

リモートデスクトップシステム（リース）一式	
仮想化基盤サーバー	2台
バックアップサーバー	1台
ネットワーク機器	一式
ソフトウェア	一式

3. 変更契約の内容

リモートデスクトップシステム（インターネット接続系の仮想デスクトップ）は、デジタル推進課（本庁・出先機関用）で200台分、学校で30台分、合計230台分のライセンスを所持しています。

学校の30台分の更新は、別途行う予定でしたが、デジタル推進課と同じシステムを同じサーバーにインストールすることとなったことから、デジタル推進課の契約に学校の30台分のライセンスを追加する変更を行ったものです。